**障がい福祉サービス等の利用までの流れ**

サービス利用申請

サービス等利用計画案の提出依頼

相談支援事業所を利用する場合

相談支援事業所を利用しない場合（セルフプランを作成）

相談支援事業者と契約

障がい支援区分の認定

サービス等利用計画案の作成

（相談支援事業者と面接などを行い、事業者が計画案を作成）

サービス等利用計画案の作成

（セルフプランを本人が作成）

サービス等利用計画案の提出

（セルフプラン）

サービス等利用計画案の提出

支給決定・受給者証の交付

サービス等利用計画（本計画）の作成・提出

※事業者に計画の作成を依頼した場合は、定期的に面接を実施し、サービスの種類や量が適切かどうかの検証（モニタリング）を行い、状況に応じてサービスの見直しをします。

モニタリングの実施

サービス利用開始

※市ではセルフプラン作成のお手伝いもいたします。どうぞご相談ください。

サービス提供事業者と契約